

町 名 変 更 の 実 施 に 伴 う 手 続 き

令和7年6月時点

★対象地区：西三河都市計画事業 岡崎駅南土地区画整理事業

土地区画整理事業の換地処分公告（令和7年9月12日予定）の翌日から町名地番が変更されます。

個別に住所等の変更手続きをしていただくものがありますので、お手数をおかけいたしますが、それぞれ定められた手続きを行っていただくようお願いいたします。

手続きの詳細につきましては、担当する機関・部署等に直接お問合せください。

内容

住所変更の届出が不要なもの	2
市から郵送されるもの	5
ご自身で住所変更の手続きをしていただくもの	6
岡崎市に届出が必要な手続き	6
各種カード関係	6
各種手帳	7
自立支援医療制度	8
その他医療助成・福祉サービス・手当関係	9
図書館利用関係	11
岡崎市に届出が必要な事業者のかた	12
年金関係	14
自動車関連の手続き	15
登記関係の手続	16
保留地を購入したかたがご用意いただく費用	17
その他個別の事情・契約により必要となる手続き（一例）	18

■住所変更の届出が不要なもの（市役所等が修正するもの）

変更される内容	関係する機関・部署		
	組織・所属名		市外局番 (0564)
			TEL FAX
住民票、印鑑登録証明書記載の住所	岡崎市	市民課	23-6134 27-1158
戸籍記載の本籍 ※土地区画整理事業の施行区域内に本籍がある人に限ります。			23-6135 27-1158
生活衛生関係施設の所在地の変更		保健所 生活衛生課	23-6187 73-6600
薬事関係施設の所在地の変更		保健所 生活衛生課	23-6187 73-6600
犬の登録住所		動物総合センター	27-0444 27-0422
動物取扱業の登録業務		動物総合センター	27-0444 27-0422
化製場法第9条の畜舎・家きん舎の許可事務		動物総合センター	27-0444 27-0422
保育園・認定こども園への届出住所		保育課	23-6144 23-6540
浄化槽設置場所住所		廃棄物対策課	23-6871 23-6536

水栓所在地、水道使用者所在地、 水道料金請求先住所		上下水道局 サービス課	23-6350 23-8130
不動産登記簿（土地）の表題部 （所在・地番・地目・地積） 不動産登記簿（家屋）の表題部 （所在・地番・家屋番号） ※所有者名義人などの住所・所在地の変更につい ては、ご自身で届出が必要です。詳細は法務局ま で直接お問合せください。	名古屋法務局（岡崎支局）		52-6415

■住所変更の届出が不要なもの（希望により修正するもの）

本籍・住所変更 手続き対象	関係する機関・部署			備 考
	所 属 名		市外局番 (0564)	
			T E L F A X	
【岡崎墓園】 墓地使用者住所等変更届 兼岡崎墓園墓地利用許可証 書換交付申請書	保健所 保健政策課	施設整備係	23-6182 23-5041	新住所表記に許可証の書き換えを希望する場合は、それぞれの申請書の提出が必要です。
【岡崎墓園納骨堂】 納骨壇使用者住所等変更届 兼納骨壇利用許可証 書換交付申請書				
【市有中町・欠町共同墓地】 市有墓地使用者住所等変更届 兼市有墓地利用許可証 書換交付申請書				

■市から郵送されるもの

郵送されるもの		関係する機関・部署			詳 細
		所 属 名		市外局番 (0564)	
				TEL FAX	
住所変更通知		市民課	住民記録係	23-6134 27-1158	公告の日の翌日以降、順次新しい住所及び本籍を記載した「住所変更通知」・「本籍変更通知」を郵送します。 ※再交付はしません。
本籍変更通知			戸籍係	23-6135 27-1158	
国民健康保険	資格確認書	国保年金課	資格係	23-6167 27-1160	公告の日の翌日以降、順次新しい住所を記載した資格確認書、被保険者証、受給者証等を郵送します。 ※新しい資格確認書、被保険者証、受給者証等が届くまでは、「旧証」をお使いください。 ※母子家庭等医療費受給者証については一斉更新があるため、有効期限までそのままお使いください。
	限度額適用（標準負担額減額）認定証		給付係	23-6169 27-1160	
介護保険	被保険者証	介護保険課	保険料係	23-6647 23-6520	
医療費受給者証	障がい者	医療助成室	福祉医療係	23-6148 27-1160	
	精神障がい者				
	子ども				
	母子家庭等				
	後期高齢者福祉		高齢者医療係	23-6841 27-1160	
後期高齢者医療	特定疾病療養受給者証				

■ご自身で住所変更の手続きをしていただくもの

岡崎市に届出が必要な手続き

★各種カード関係

本籍・住所変更 手続き対象	必要書類等	関係する機関・部署		備考
		所属名	市外局番 (0564)	
			T E L F A X	
マイナンバーカード・署名用電子証明書	- マイナンバーカード ※住民基本台帳用暗証番号 (数字4桁)の入力が必要。 ※署名用電子証明書は、本人のみ手続き可能。暗証番号(英数字6文字以上)の入力が必要。	市民課	マイナンバー係	23-6800 27-1158 マイナンバーカード(個人番号カード)は引き続き有効です。マイナンバーカードの表面追記欄に新しい住所を記載し、ICチップの内容を更新します。市民課(8番窓口)・支所・市民サービスコーナー(イオンモール岡崎3階)にて、すみやかに手続きをしてください。 なお、新住所記載の為の表面記載欄に余白が少ない場合は、住所の記載ができず、マイナンバーカードの再交付申請をしていただく可能性があります。詳しくはお問い合わせください。
特別永住者証明書 在留カード・	在留カード または 特別永住者証明書		届出窓口係	23-6129 27-1158 住居地の変更届出をしていただく必要はありません。ただし、必要に応じて、在留カード、特別永住者証明書の裏に新住所を記載することもできます。市民課(7番窓口)・支所・市民サービスコーナー(イオンモール岡崎3階)にて、手続きをしてください。

※ 公告の日(令和7年9月12日予定)の翌日以降に変更の手続きをお願いします。

※ マイナンバーカードの暗証番号を忘れてしまった場合、本人確認書類(例:運転免許証、パスポート、健康保険被保険者証・健康保険資格確認書、年金手帳・基礎年金番号通知書、医療受給者証等)をお持ちの上、本人に来庁していただく必要があります。

※ 本人又は同一世帯の方以外が手続きされる場合は、あらかじめお問合せください。

★各種手帳

本籍・住所変更 手続き対象	必要書類等	関係する機関・部署		備考	
		所 属 名	市外局番 (0564)		
			TEL FAX		
精神障がい者 保健福祉手帳	・精神障がい者保健福祉手帳 ・マイナンバー（個人番号）が わかるもの ・本人確認書類	障 が い 福 祉 課	障 が い 2 係	23-7674 25-7650	次回手続来庁時に区画整理 により住所が変更した旨を 申し出てください。
被爆者 健康手帳	・被爆者健康手帳 ・住民票の写し または 住所変更証明書	保 健 所 保 健 政 策 課	医 務 指 導 係	23-6695 23-5041	
身体障がい者 手帳	・各手帳、各受給者証、 各証明書等 ・マイナンバー（個人番号）が わかるもの	障 が い 福 祉 課	障 が い 1 係	23-6154	
療育手帳				25-7650	

★自立支援医療制度

区分	本籍・住所変更 手続き対象	必要書類等	関係する機関・部署		備考	
			所 属 名	市外局番 (0564)		
				TEL FAX		
更生医療	受給者証	・ 自立支援医療受給者証 ・ 自己負担額上限管理票 ・ マイナンバー(個人番号)がわかるもの	障がい福祉課	障がい1係	23-6154	
	自己負担額 上限管理票				25-7650	
育成医療	受給者証	・ 自立支援医療 （育成医療）受給者証 ・ マイナンバー（個人番号）がわかるもの	障がい福祉課	障がい2係	23-6180	
					25-7650	
精神通院	受給者証	・ 自立支援医療 （精神通院）受給者証 ・ マイナンバー(個人番号)がわかるもの ・ 本人確認書類			23-7674	
					25-7650	

★その他医療助成・福祉サービス・手当関係

区分	本籍・住所変更 手続き対象	必要書類等	関係する機関・部署		
			所 属 名		市外局番 (0564)
					TEL FAX
医療助成	養育医療券	・養育医療券 ・本人確認書類	こども家庭センター	母子相談1係	23-7683 23-6833
	小児慢性特定疾病医療受給者証	・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・マイナンバー（個人番号）がわかるもの ・本人確認書類	保健所健康増進課	成人・難病支援係	23-6069 23-5071
	特定医療費支給認定	・住所変更通知※ ・各受給者証（票）等の原本 ・本人確認書類	障がい福祉課	障がい2係	23-6180 25-7650
	特定疾患医療給付事業				
	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業				
	B型，C型肝炎患者医療給付事業受給者票	・B型，C型肝炎患者医療給付事業受給者票	保健所生活衛生課	感染症対策係	23-5082 73-6600

福祉サービス	障がい福祉サービス	受給者証	・各受給者証, 手当証書等 ・マイナンバー（個人番号）がわかるもの	障がい福祉課	審査給付係	23-6853
	地域生活支援事業					25-7650
	児童通所支援					
手当等	愛知県在宅重度障がい者手当		・本人確認書類	障がい福祉課	障がい1係	23-6154
	特別児童扶養手当		・各手帳、各受給者証、各証書等			25-7650
	愛知県心身障害者扶養共済制度					

※住所変更通知は、世帯主の方宛に市民課から郵送されます。

★図書館利用関係

本籍・住所変更 手続き対象	必要書類等	関係する機関・部署		備考
		所 属 名	市外局番 (0564)	
			T E L F A X	
図書館利用者登録	・住所変更通知※ ・本人確認書類 ・図書館資料貸出証	中央図書館	資料提供サービス係	23-3111 23-3165 中央図書館、額田図書館、各市民センター図書室、げんき館情報ライブラリーのいずれかの窓口で住所が変更された旨お申し出ください。

※住所変更通知は、世帯主の方宛に市民課から郵送されます。

★岡崎市に届出が必要な事業者のかた

手続き対象	必要書類等	関係する機関・部署		備考
		所 属 名	市外局番 (0564)	
			TEL FAX	
食品営業許可等の変更届		保健所 生活衛生課	食品衛生係 23-6068 73-6600	・食品営業を行う事業者の住所に変更があった場合は、変更届を提出してください。 ・施設所在地の標記に変更があった場合（施設の移転を除く）も、変更届を提出してください。
食品営業許可証の書換え交付申請	・食品営業許可証	保健所 生活衛生課	食品衛生係 23-6068 73-6600	・食品営業許可証の記載事項に変更があった場合は、食品営業許可証の書換え交付申請をして、食品営業許可証の書換えを行ってください。
生活衛生関係施設の営業者住所の変更		保健所 生活衛生課	環境衛生係 23-6187 73-6600	理容所、美容所、公衆浴場、旅館業、興行場、クリーニング所等の生活衛生関係施設の営業者の住所に変更があった場合は、変更届を提出してください。
薬事関係施設の営業者住所の変更	開設者が法人の場合、登記事項証明書（毒劇物販売業の場合は不要）	保健所 生活衛生課	環境衛生係 23-6187 73-6600	薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器販売業、毒劇物販売業等の薬事関係施設の営業者の住所に変更があった場合は、変更届を提出してください。

医療機関、施術所、歯科技工所を開設している方	・届出印	保健所 保健政策課	医務指導係	23-6695 23-5041	すみやかに住所変更の手続きをしてください。
介護保険 指定事業者等	・介護保険法に関する変更届出書 ・老人居宅生活支援事業変更届 ・老人デイサービスセンター変更届 ・老人短期入所施設変更届 ・老人介護支援センター変更届 ・老人ホーム事業変更届 ・有料老人ホーム変更届 ・指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する変更届出書 ・その他添付書類	介護保険課	事業所指定係	23-6646 23-6520	

年金関係

区分	本籍・住所変更 手続き対象	必要書類等	関係する機関・部署		
			所 属 名		市外局番 (0564)
					TEL FAX
加入中	1 号 (国民年金)	市役所が変更するため、手続きは不要です。	国保年金課	窓口係	23-6431 27-1160
	2 号 (厚生年金)	マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方は、原則届出は不要です。 マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方は、すみやかに事業主へ届出ください。			
	3 号 (国民年金)	マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方は、原則届出は不要です。 マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方は、すみやかに事業主へ届出ください。			
	その他の 企業年金・ 年金基金など	加入先の連合会、勤務先の人事・労務部門などへ直接お問合せください。			
区分	本籍・住所変更 手続き対象	関係する機関・部署		備 考	
		所 属 名	市外局番 (0564)		
			TEL FAX		
受給中	国民年金	岡崎年金事務所	お客様相談室	23-2637	住所変更の届出が必要な場合がありますので、岡崎年金事務所お客様相談室へ、すみやかにお問合せください。
	厚生年金			23-4511	
	その他の 共済年金・ 企業年金・ 年金基金など	現在受給中の年金支給元の連合会などに、直接お問合せください。			

自動車関連の手続き

本籍・住所変更 手続き対象		関係する機関・部署			備 考
		所 属 名		TEL	
運転免許証		愛知県警察	運転免許試験場	052-800-1351	必要書類等につきましては、関係する機関に直接お問合せください。 ※本籍が変更になる方は、本籍変更の手続きも必要です。
			東三河運転免許センター	0533-85-7181	
			岡崎警察署	0564-58-0110	
自動車保管場所 証明書					
自動車 検査証	普通乗用車 バイク (250CC 以上) 等	中部運輸局	愛知運輸支局 西三河自動車 検査登録事務所	050-5540-2047	必要書類等につきましては、関係する機関に直接お問合せください。
	軽乗用車	軽自動車検査協会	愛知主管事務所 三河支所	050-3816-1772	

登記関係の手続

名古屋法務局岡崎支局

岡崎市羽根町字北乾地 50-1 岡崎合同庁舎 3 階 TEL (0564) 52-6415

1. 区画整理登記に要する期間は、換地処分公告の日（令和 7 年 9 月 12 日予定）の翌日から約 4 か月の予定ですが、この期間中は、法務局の区画整理地区内の土地及び建物（新築の場合は除く）の登記申請は受付されません。したがって、登記申請は法務局の処理が完了する予定の令和 8 年 2 月上旬以降を目途に提出願います。
2. 不動産登記申請書には、不動産の表示の記載が必要となりますので、区画整理後の物件が特定できる資料（換地明細通知書、登記完了証等）及び岡崎市役所市民課で発行された住所変更証明書をご持参ください。
3. ご自身で登記申請をされるに当たって、登記手続案内を希望される場合、法務局では事前に予約していただく必要があります（電話予約可）。登記の申請に必要な書類や申請書の様式のご案内をいたします。

TEL (0564) 52-6415（代）

事項	住所変更手続き
不動産登記土地・建物の甲区住所欄 (所有権者の住所欄)	所有者が登記申請書、住所変更証明書（※1）を持参して手続きしてください。
不動産登記土地・建物の乙区住所欄 (抵当権者等の住所欄)	権利者（抵当権、地上権、賃借権、仮登記など）が登記申請書、住所変更証明書(※1)を持参して手続きしてください。
会社等の法人の本店・支店の所在地、法人代表の住所欄	変更後 2 週間以内に、法人の代表者等が登記申請書、町名地番変更証明書（※2）を持参して手続きしてください。

【参考】

管轄法務局	不動産登記管轄区域 (注) 不動産の所在地が管轄区域になります	商業・法人登記
名古屋法務局岡崎支局	岡崎市、額田郡幸田町	岡崎市、額田郡幸田町、豊橋市、田原市、豊川市、蒲郡市、刈谷市、碧南市、安城市、知立市高浜市、豊田市、みよし市、西尾市、新城市北設楽郡（設楽町、東栄町、豊根村）

※1 住所変更証明書は市民課、各支所で発行します。（無料）

※2 町名地番変更証明書は市街地整備課で発行します。（無料）

※ 土地・建物登記者の名義が法人の場合は、まず法人登記簿の所在地変更が前提となります。その後、登記申請願います。

※ 土地の表題部（所在・地番・地目・地積）登記、建物の表題部（所在・地番・家屋番号）登記については、市と組合が法務局に変更の届出を行いますので、手続きは必要ありません。

保留地を購入したかたがご用意いただく費用

事 項	準備していただく費用
保留地所有権移転登記	移転登記申請の諸費用（登録免許税・司法書士委託費用等）
保留地の住宅ローンに関する 抵当権設定変更登記	保留地の抵当権設定変更登記申請の諸費用（金融機関にご確認ください）

その他個別の事情・契約により必要となる手続き(一例)

本籍・住所変更 手続き対象	備 考
預貯金通帳	必要な手続き・書類等については、各ご契約先に直接お問合せください。
会員権・株式・債権等の 有価証券	
クレジットカード	
各種民間の任意保険 (生命・医療介護・損害・火災・ 地震・自動車・学資保険等)	
電話 (固定・携帯問わず)	
ガス・電気	
インターネット回線	
公共放送受信料 (NHK)	

※記載されていない事項においても、住所・地番変更により手続きが必要となる場合があります。ご自身がサービス等を受けている契約先に、手続き内容をご確認ください。